

## 資料

# アメリカの特殊教育

## — その動向について —

石部元雄・久芳美恵子\*

全障害児教育法 (P L 94-142) の制定・実施に至るまでのアメリカ特殊教育が、成立してきた経緯を、連邦政府の特殊教育への関与の状態等と関連づけて述べた後、現在のアメリカには、全障害児教育法を完全に実施していくには、特殊教育を必要とするみなされた児童生徒のうちで特殊教育未措置児が相当数あることを初めとして、教育内容・方法、特殊教育教員養成、州相互間の格差、早期教育、後期中等教育、さらに政権の交替やインフレなど、多くの困難な問題があることを指摘した。

### まえがき

アメリカにおいて Special Education (特殊教育) とは例外児を対象とした教育をいう。そのさい、例外児とは、身体的、知的、情緒的、社会的側面において平均値からのずれがみられ、その能力を発達させるために教育上特別な援助を必要とする者をいう。それゆえ、そこでは、心身障害児に加えて、英才児等も含まれるが、しかし、本稿では、わが国の特殊教育の立場を主体にして、アメリカの特殊教育を考察する関係上、障害児を対象とする場合に限定して取り上げることにしたい。

アメリカにおいて教育は州の管轄事項であり、したがって、特殊教育も各州が独自の法規に基づいて実施している。そのような事情のため特殊教育の領域・対象、判別基準・就学措置等は州によっていくらか異なっている。したがって、アメリカの特殊教育を一括して論ずることはきわめて困難である。そこで、ここでは、特殊教育の領域・対象は、アメリカ特殊教育史上最重要な法律と思われる、1975年に連邦議会を通過した、全障害児教育法 (公法 94-142) の施行規則 Rules and Regulations for the Implementation of Part B of the Education of the Handicapped Act (1977年10月1日に発効) にみられる場合の領域にしたがうことにする。

同法施行規則において障害児教育の対象とされ

ている障害の種別は、(1)ろう、(2)盲・ろう、(3)難聴、(4)精神薄弱、(5)重複障害、(6)肢体不自由、(7)病弱・虚弱、(8)重度情緒障害、(9)特殊な学習障害、(10)言語障害、(11)視覚障害の11領域である。紙面の制約上、個々の障害の定義については詳述できないが、それぞれが、各障害児(者)の教育的ニーズを重視して定義されていることを付言しておく。

### 2. 特殊教育の発達

アメリカの特殊教育は、19世紀初頭にまず盲教育、ろう教育の領域におい開始された。すなわち、1817年にギャロデッド(T. H. Gallaudet)がコネチカット州ハートフォードにろう教育施設を設立し、又、1832年にハウ(S. G. Howe)がマサチューセッツ州ボストンで盲教育を始めたことによつて、アメリカ特殊教育の端緒が開かれたのである。これらは私的施設であったが、1923年にケンタッキー州に最初の州立ろうあ学校が設立されたのを嚆矢として、その後、州立の、あるいは州から補助金を受けた、ろうあ学校、盲学校が設立されるようになった。また、1848年にはボストンに精神薄弱特殊学校が設立され、精神薄弱教育が開始された。

これらはいずれも寄宿制特殊学校であったが、1869年、ボストンに通学制ろう学校が設立されてからは、寄宿制と通学制の両形態の特殊学校がともに普及していくことになった。しかし、1920年以降寄宿制学校よりも通学制学校の方がその長所

\* 東京都立調布養護学校

を認められ増設されていく。

19世紀末から20世紀にかけては新しい形態による障害児教育、いわゆる特殊学級主体の教育が開始されたことが注目される。それは、まず、1896年にロード・アイランド州プロビデンスで精神薄弱児学級として発足し、その後、1899年には肢体不自由児学級が、また1900年には盲児学級がさらに、1913年には弱視児学級が、1917年には病弱児学級が、というように相次いで障害種別に特殊学級が開設されたことに端を発し、これらを範とし

て漸次、今日にみるような盛大な特殊学級の形態にまで発達してきたからである。そして今や特殊学級はアメリカ特殊教育の主流の一つとなっている。

次にアメリカ特殊教育の発達を量的にとらえてみよう。

寄宿制特殊学校の発達を在籍者数によってみたのが表1である。

また表2は、1948～1966年に限られているが、教育段階別の在籍者数を寄宿制学校と地方公立学校（通学制）との比較でみたものである。

Table 1 寄宿制特殊学校在籍者数の推移

	1899-1900	1909-10	1919-20	1929-30	1939-40	1949-50	1959-60	1969	1975
幼稚園	—	—	—	5,164	5,777	4,459	4,800	7,000	6,000
1～8年	37,062	71,307	99,234	124,153	55,954	48,894	59,400	87,000	83,000
9～12年 専攻科	3,500	4,005	4,500	4,388	9,927	9,784	23,800	37,000	41,000
計	40,562	75,312	103,734	133,705	70,458	63,137	88,000	131,000	130,000

(注) Digest of Education Statistics : National Center for Education Statistics 1979より

Table 2 教育段階別在籍者数

学校形態別・領域別	保育所・幼稚園				初等学校				中等学校				
	1948	1958	1963	1966	1948	1958	1963	1966	1948	1958	1963	1966	
地方公立学校組織	盲・弱視	—	307	279	300	6,924	8,520	8,968	9,200	1,325	2,426	2,869	3,100
	聾・難聴	—	986	2,212	2,500	11,893	14,358	19,017	6,300	2,173	3,360	4,989	6,000
	言語障害	—	1,151	26,729	42,300	173,246	444,138	683,151	842,100	9,068	39,674	70,692	89,300
	肢体不自由・ 病虚・弱	—	1,228	2,030	2,500	24,133	38,933	42,402	44,500	5,614	11,013	17,476	21,400
	情緒障害・ 社会不適	—	2	123	300	12,151	18,519	14,330	36,600	3,156	7,838	11,162	18,700
	精神薄弱	—	996	1,252	1,400	74,624	147,005	237,720	292,100	12,518	51,104	107,825	141,900
	その他	—	—	—	—	—	—	9,948	—	—	—	2,703	—
	学習障害	—	—	—	—	—	—	9,948	—	—	—	2,703	—
	脳損傷	—	—	30	—	—	—	2,001	—	—	—	205	—
	文化的隔絶 不明	—	1	—	—	—	9,847	1,098	—	—	942	167	—
計		5,071	32,696	49,230	302,963	681,320	1,022,158	1,230,800	33,854	116,357	218,668	280,400	
寄宿制学校	盲・弱視	—	860	420	100	—	4,252	4,669	4,900	—	1,651	2,035	2,300
	聾・難聴	—	1,547	2,060	2,400	—	9,433	9,923	10,200	—	2,916	4,867	6,000
	情緒障害・ 社会不適	—	101	851	1,300	—	17,143	20,893	23,200	—	17,345	25,050	29,700
	計		2,508	3,331	3,800	—	30,828	35,485	38,300	—	21,912	31,952	38,000

(注) Mackie, R. P., Special Education in the United States, 1969, pp. 42～43.

寄宿制学校についてみると、初等教育レベルにおいては20世紀初頭以来、数的にはあまり増加のことがわかる。また就学前教育レベルでもほとんど変化がみられない。これは20世紀に入ってから、通学制特殊学校・学級の在籍者数が急増したことによるものと思われる。ちなみに、このことは、表3で、公立通学制特殊学校・学級の在籍者数について示した1922年から1958年までの推移状況からも看取できるであろう。

表1～2を通して、20世紀におけるアメリカ特殊教育の発展は地方教育行政上の単位であり、公立通学制特殊学校・学級主体の地方公立学校組織において推進されてきたといえることができる。そのさい、初等教育レベルが中心であり、就学前教育レベルでの増加は著しいものの、在籍者数からみるとまだきわめて少ないといえよう。ちなみに、0～5歳の就学前教育では、1975年～1976年現在においても対象児のうちの38%に対して特殊教育措置がなされているに過ぎない。(表5参照)

又、表3にしたがって障害種別にみる場合はつぎのような傾向がうかがえる。

(1) 1932年から1940までは全般的に障害児の在籍者数の増加がみられたが、1948年までは、第2次世界大戦による影響があり、あまり増加がみられない。

(2) 1950年代から在籍者数の増加が著しくなり、この傾向は1960年代に入り一層強まる。それは、後述するように公法 Public Law (以下P Lと略)

85-926 (1958年)に端を発しP L 94-142 (1975年)に至るまでの一連の立法活動にもみられるように、従来は、教育へ不介入の立場をとってきた連邦政府が、特殊教育へ関与するようになったからである。

なお、表3で1969年と1975年の場合は、公私立の通学制、寄宿制学校、さらに施設等で特殊教育措置児とされた障害児の総数であることを付言しておく。

(3)この時期に、学習障害という障害児教育の領域が増えたことが注目される。この領域は、通称、「障害児教育法」ともいわれる1969年の「初等・中等教育法修正条項」(P L 91-230)で新しく加えられた領域である。

(4)障害種別の領域については、1940年以後言語障害の領域の在籍者が最大多数を占めているが、この言語障害児は、1週に2回から3回言語治療をうけながら、平素は通常の学級で教育をうけている。

(5)精神薄弱の領域は、言語障害のそれについて多数の在籍者がみられるが、そうした増加状況は、親の団体を中心とした各関係方面への働きかけなどを通じて精神薄弱児のため教育機関の増設をみたことに加えて、教育可能さらに訓練可能レベルの子どもから、より重度なレベルの子どもに対してまで、教育の機会が拡充されてきたのとも考えられる。

Table 3 特殊学校・学級在籍者数の推移

障害種別	1922	1932	1940	1948	1952	1958	1969	1975
盲・弱視	資料なし	5,308	8,875	8,185	8,853	11,008	22,700	43,000
ろう・難聴	2,911	4,434	13,478	13,959	15,867	19,119	65,200	111,000
言語障害	資料なし	22,735	126,146	182,308	306,747	474,643	1,122,200	2,020,000
肢体不自由	資料なし	16,166	25,784	14,510	17,813	28,355	109,000	255,000
病弱	資料なし	24,020	27,291	19,579	11,455	21,714	(「肢不」に含む)	(「肢不」に含む)
社会的・情緒的不適応	資料なし	14,354	10,477	15,340	資料なし	27,447	99,400	255,000
精神薄弱	23,252	75,099	98,416	87,030	113,565	213,402	703,800	1,350,000
学習障害	資料なし	資料なし	資料なし	資料なし	資料なし	資料なし	120,000	260,000

(注) 1922-58年については、公立通学制特殊学校・学級を主体とした在籍者数であり、1969-75年の場合は、公私立の通学制、寄宿別の特種学校、学級在籍者及び通常の学級での特殊教育措置児の総数である。

### 3. 連邦政府の関与による発達

アメリカ特殊教育は、1950年代に入り、障害児の親の団体が、連邦政府にたいして、州や地方教育当局へ障害児締め出しの実情を訴え、連邦政府の責任で公教育の一かんとしして障害児教育を行うように要求するようになった。その結果、連邦政府は動かざるをえなくなり、一連の特殊教育関係法を成立させることになる。とくに、1960年代に入ってからアメリカ特殊教育は、より一層の拡充発展を遂げるが、その背景には、つぎの三つ、すなわち、

- 1) アメリカ連邦政府による特殊教育関係法の制定
- 2) 障害者の権利を求めて提訴した一連の裁判の勝訴
- 3) 障害児の親の団体と特殊教育関係の専門家集団による関係当局への請願活動

が、大きい要因であった。

2)に関して、障害児の親たちが、各地で、州を相手に子どもの教育を受ける権利を求めて訴訟を起こし、つぎつぎと勝訴していった。そうした事例を代表するものは、1971年1月に精神薄弱児の親の団体であるペンシルヴァニア遅滞児協会が、原告となって訴訟して、ペンシルヴァニア州当局に勝訴した場合である。その結果、州当局は、①訓練可能レベルの精神遅滞児を就学免除から除き、6歳から21歳までのすべての精神遅滞児の教育に責任をもつこと、②訪問教育対象児は3か月毎に教育評価を行うこと、③就学前教育を行っている地区では、精神遅滞児対象の就学前教育も準備すること、となった。

3)に関しては、親の団体としては、全米肢体不自由児者協会(NSCCA)、全米精神薄弱児連盟(NARC)、全米脳性マヒ児協会(UCPA)、全米学習障害児連盟(ACLD)などによる活動があり、また、特殊教育専門家団体の活動には全米例外児研究協議会(CEC)、全米精神薄弱学会(AAMD)、全米聴覚・言語学会(ASHA)などによるものが挙げられる。

上述の3大要因のうちでも2)の各州での勝訴の影響や3)の親の団体の支援などによって、1)の方式を通じて、連邦政府が特殊教育に関与する体制が整い、アメリカ全州の特殊教育が全般的に拡充発展し得る基盤が確立していったことは、注

目に値する。

1958年における精神薄弱児教育に従事する教師を養成する大学教官養成計画法(PL 85-926)は、1963年には、同法を修正してろう教育部門にまで拡充された。さらにPL88-164の連邦議会通過によって、連邦政府に特殊教育課(Division of Handicapped Children and Youth)が新設された。かようにして連邦政府による州特殊教育への関与が本格化することになる。

1965年、連邦政府のPL 89-10、すなわち初等・中等教育法(ESEA)の制定によって、州の教育困難児対象事業に対する連邦政府の助成を認める一方で、連邦政府教育局は、障害児教育への管理義務履行能力を強化するため、上述の特殊教育課を廃止した。そして、翌年、PL 89-750に基いて、これに代って、行政レベルで一段上の障害部(Bureau for the Handicapped)を設置した。

1970年代は、アメリカの特殊教育において政策革命の時期と称されるほど重要である。そうしたことは、さきのペンシルヴァニア州の場合でもみたとように、重度障害児等については、公立学校教育から除外することを認めてきた州の教育法規が、他の州でもつぎつぎと無効になっていったこととか、この間に連邦裁判所は、全障害児が無償で公教育を受けられる権利が保障されるようにすることを州に命じたこともあって、州当局が、全障害児に教育を保障する条項を含むように教育法規を改めていったことなどからも看取される。

こうした動きと関連して1973年、リハビリテーション法(PL 93-112)が制定されたことも又注目に値する。同法の504条で「障害者は何人といえども連邦政府の財政補助を受けるいかなる計画、活動においても単にその障害のゆえをもって参加を排除され、便宜を拒否され、差別されてはならない」と規定されたからである。そして、もしこの規定に違反した場合は、補助金の交付を留保するとし、本規定の遂行に強制力をもたせ、同法は障害児教育にも適用されるとした。1974年の障害児教育修正法(PL 93-380)では、州は全障害児に対する教育計画、教育措置の決定に際し障害児と親の権利を保障すること、できるだけ障害児を地域の普通学校で教育する規定を設けること等の規定が追加された。しかし、この法は強制力が弱く、つぎのPL 94-142の成立前夜の序曲で

しかありえなかった。1975年に補助金を増額し、強制力をもった「全障害児教育法」(PL 94-142)が制定され、3歳から21歳までのすべての障害児が(ただし、3歳から5歳までの障害幼児または18歳から21歳までの障害者は、州法等の規定と相容れない場合は適用しない。)無償で適切な教育を受けられる全員就学の時代に突き進んでいったのである。この教育法は、2年間の準備期間をおいて、1977年10月1日から施行された。

#### 4. 特殊教育制度の概要

特殊教育を行う機関は、教育段階で見ると、特殊教育諸学校幼稚部、保育所、幼稚園等の就学前機関、初等学校、中等学校、さらに大学等の高等教育機関である。障害児が教育をうけている場所別にみると、通常の学校の通常の学級、特殊学級、寄宿制・通学制の特殊学校、その他の機関(施設内学級、病院内学級、訪問教育の場等)が挙げられる。

その他、早期教育のレベルでは託児所風のホームとか、大学等の研究機関と提携している発達センターなどと呼ばれる障害乳幼児機関もある。アメリカでは、通常の学校の通常の学級に在籍して、それぞれの障害状態を考慮した個別指導を受ける障害児も多いが、そうした指導を受ける児童生徒も特殊教育措置児となる。また、通学が困難で、病院に入院したり、在宅して訪問教育を受けられる場合は、病院の病室や家庭の勉強室が、特殊教育機関にもなる。なお、アメリカでは、聴覚障害者だけを対象とした高等教育機関が41校あることもつけ加えておく。

ではつぎに、どのような教育プログラムがあるかについてみると、その主要なものに、通学制特殊学校、特殊学級、リソース・ルーム、普通学級プログラム、訪問教育プログラムが挙げられる。これらの方式は基本的なものであってこれに限定されない。これらの組合せにより、多種多様のプログラムが考案され、実践されている。最近強調され始めている統合教育、交流教育のプログラムの場合、その傾向が顕著である。

以下、基本的な教育形態について略述する。

##### ①寄宿制特殊学校

特殊教育における最も古い方式である。盲児やろう児、あるいは精神薄弱児、情緒障害児を対象

にして設立され、発達してきた。障害児を地域社会のなかで教育しようとする傾向のなかで多くの批判を受けたが、近年は重複障害児等が受け入れられていく傾向がある。

##### ②通学制特殊学校

通学制特殊学校は、寄宿制特殊学校が家庭から遠く離れている場に設けられていたことにより有していた問題点を除去した点に特色がある。

##### ③特殊学級

通常の初等学校や中等学校内に障害児のための特殊学級が設置されており、そこで、障害児は終日教育を受ける。

##### ④リソース・ルーム

特殊学級プログラムのもつ欠点を批判して設けられた方式であり、障害児は平素は通常の学級で教育を受けるが、一日のある時間だけリソース(資源)となる教師がおり、リソースとなる設備もあるリソース・ルーム(資源学級)において必要な指導を受ける。この意味で次項の通常の学級プログラムの一形態とみなすこともできる。

##### ⑤通常の学級

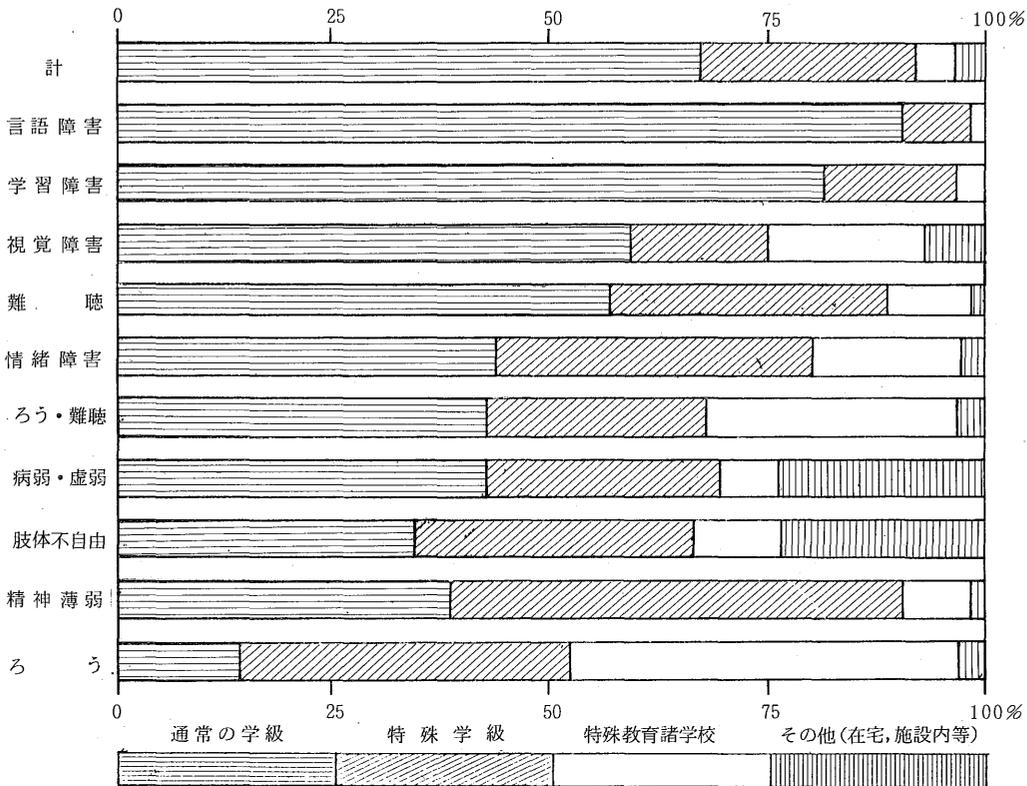
障害児は終日通常の学級で教育を受け、必要な指導は、特殊教育専門教師が直接というよりも、むしろ通常の学級担当の教師を通じてその都度なされる。

##### ⑥訪問教育

通常の学級に在籍している障害児に対して、教師が訪問した時だけ必要な特別な指導を行う教育と通学困難な病院等の入院児や在宅児に対する訪問教育がある。

ところで、アメリカの特殊教育対象児は、どんなタイプの教育プログラムに就学配置されて教育を受けているのであろうか。1976~77年に特殊教育をうけている6~17歳の学令障害児の就学配置状況は表4の通りである。同表で、連邦政府教育局は、就学配置の場として、1)通常の学級、2)特殊学級、3)特殊教育諸学校、4)その他(在宅、施設、病院内など)の四つの場に分けて各州から回答を求めたものを集計整理している。同表で全体的にみて、全障害児の最大多数が就学配置されている場合は、リソース・ルーム方式を含めた通常の学級であることが注目される。これは、アメリカにおいては、障害児の出現率がわが国の場合とは異なり、10~15%(PL 94~142の実施に際しては、

Table 4 6～17歳障害児就学配置の場の状況 —1976～77年—



(注) 参考文献8による

出現率を12%以内、せいぜい11～12%と算定している) という高率であるので障害児といっても軽度な障害児が多く、したがって通常の学級に在籍する障害児も多くなるためでもあろう。

個々の障害別にみれば言語障害で91%の児童生徒が、学習障害で81%の児童生徒が、それぞれ通常の学級に在籍していることも注目される。その他、精神薄弱児が、過去4半世紀以上にわたって、軽度か中度の障害の場合は、特殊学級に、また、重度の場合は、特殊学校や施設に、それぞれ配置されていた。そのために、精神薄弱児の就学配置の場は、従来は、圧倒的に特殊学級であったが、同表で通常の学級に在籍している児童生徒が39%にも達していることとか、障害児が通常の学級に在籍する傾向は、視覚障害や難聴の領域でも著しく進行していることなども、同表から看取できる。

### 5. 特殊教育措置児の現状

表5における1975～76年度の推定障害児数と特殊教育を受けている者(特殊教育措置児)と受けていない者(未措置児)の推計数によると、6歳から19歳までの障害児数は670万人であり、そのうち58%の者は適切な教育を受けているが42%は適切な教育を受けていない。0歳から5歳までをみると38%が適切な教育措置対象にすぎず、62%の者は適切な教育を受けていない。今日、早期教育の遅れが叫ばれているゆえんである。

障害別にみると、特殊教育措置率の最も高いのはろうで、92%に及ぶ。ついで精神薄弱の90%、言語障害の88%と続いている。逆に特殊教育措置率の最も低いのは学習障害の13%であり、情緒障害の19%がそれにつぐ。ろう教育の92%は、この教育が最も早期に開始された特殊教育であり、その教育の必要性に加えて発見も容易であることによるとと思われる。それに比べて難聴の20%という

Table 5 特殊教育措置児, 未措置児の数と割合 -1975~76年-

	特殊教育措置児	未措置児	障害児総数	措置済率%	未措置%
0 ~ 19 歳 計	4,310,000	3,577,000	7,887,000	55	45
{ 6 ~ 19 歳 計	{ 3,860,000	{ 2,840,000	{ 6,700,000	58	42
{ 0 ~ 5 歳 計	{ 450,000	{ 737,000	{ 1,187,000	38	62
言語障害	2,020,000	273,000	2,293,000	88	12
精神薄弱	1,350,000	157,000	1,507,000	90	10
学習障害	260,000	1,706,000	1,966,000	13	87
情緒障害	255,000	1,055,000	1,310,000	19	81
肢体不自由・病弱	255,000	73,000	328,000	78	22
ろう	45,000	4,000	49,000	92	8
難聴	66,000	262,000	328,000	20	80
視覚障害	43,000	23,000	66,000	65	35
盲・ろう, その他の重複	16,000	24,000	40,000	40	60

(注) National Advisory Committee on the Handicapped, 1976, p. 2

Table 6 特殊教育を受けている法令別適用障害児数 -1976~77年-

障害種別	PL. 89-313	PL. 94-142	計	%
言語障害	0	1,309,020	1,309,020	35.2
精神薄弱	1,314,87	840,257	971,744	26.1
学習障害	0	799,593	799,593	21.5
情緒障害	30,378	254,007	284,385	7.6
病弱・虚弱	16,107	125,449	141,556	3.8
ろう・難聴	27,522	62,222	89,744	2.4
肢体不自由	8,413	78,889	87,302	2.3
視覚障害	9,925	28,539	38,464	1.0
計	2,238,32	3,497,976	3,721,808	99.9

(注) B. E. H. data notes 1977による。

低さは、発見、判定の困難さにもよるものであろう。一方、盲教育もろう教育と同じく早期に開始されたが、全障害児教育法では、盲と弱視とに分けないで、視覚障害として一括されているため65%という低い措置率になっているものと思われる。それにしても、1975~1976年現在、6~19歳の初等・中等教育段階にある障害児670万のうち42%の284万の障害児が適切な教育を受けていないという事実は注目すべきであろう。

表6は、1976~77年現在で、各州が公法

89~313(州直営学校における障害児教育への連邦助成に関する法律)と公法94~142(全障害児教育法)とに従って各州から特殊教育を受けていると報告された障害児数である。

これによると州立学校在籍者数ではアメリカ全体で22万人強である。地方公立学校(公法89~313の適用障害児数は公法94~142では除いているため、公法94~142の欄は地方公立学校在籍者である。)在籍者数は350万人弱である。双方の合計372万人が1976~77年に特殊教育の措置

を受けている障害児ということになる。

特殊教育を受けている者のなかに占める各領域別在籍者の割合は、言語障害の35.2%を筆頭に、精神薄弱26.1%、学習障害21.5%と続き、この3領域だけで全体の80%を超えている。なお、表6では重複障害はその中心となっている基本障害のなかに含まれている。表5と表6で注目すべきは学習障害における在籍者数の著しい増加である。両表間に推定数と実数との差はあるにしても急激な増加がみられる。また、言語障害と精神薄弱において推定数と実数との差が大きいことも注目される。

## 6. 教育内容・方法等

全障害児教育法は、すべての障害児がそのニーズに応じた適切な教育とそれに関連するサービスを無償で受ける権利を有することを全国に声明したのものとして、画期的な意義をもつ。同法でいう適切な教育とは、障害児のニーズを満たすために特別に計画され、両親や保護者の負担のない教育をいうもので、教室での指導ばかりでなく、体育の場や家庭、病院、施設等での指導も含むものである。関連するサービスとは、児童の送迎や特殊教育から利益を得るために必要な能力の発達を助ける、発達の、矯正的、援助的サービス（言語病理学、レクリエーション、医療サービス、カウンセリング等を含む）等をいう。

同法でいう適切な教育とは知的教科学習に限定されず、体育も含むものにまでに拡充され、かつ関連サービスにはレクリエーションやレジャーも含む。このことによって最重度児に対しても教育が可能になったのである。

体育は健康のためだけではなく、今日のように障害児の統合教育や社会参加が強調されるとき、自信をつけ、社会参加への道を開く意味でも重要視されている。

しかし、1977年現在で、障害児に適切な体育指導を行っている公立学校は全国で5分の1しかなく、しかも、そのための訓練を受けた体育専門家は、100の学区に1人もいない場合もあるかと思えば、わずかの学区に集中している等、地域的に著しく偏在している。それゆえ特殊教育を必要とする障害児のほとんどは適切な体育指導を受けていないといえるであろう。

また、職業教育と関連してレジャーの重要性も強調される。今や障害児であると否とを問わず職業生活以外の余暇時間の過ごし方が重要と考えられている。障害児にとって社会的適応のためにも余暇時間の過ごし方は、話し方・読み方・教え方の指導と同様に重視されている。さらに、理学療法、作業療法、言語治療、カウンセリング等のサービスも欠くことができないが、このような特殊教育と関連サービスは個別教育プログラム(IEP)によって遂行されるべきことが全障害児教育法で規定されている。

特殊教育を必要とすると判定された障害児は、教育的、社会的、心理的、身体的諸側面についての評価を受ける。教育当局はそれに基づいて各子どもの個別教育計画を作成しなければならない。そして、この内容にはつぎの項目が含まれるべきである。

①特殊教育を必要とする子どもの現在の学業、社会的適応、職業的技能、心理運動技能、自立技能等における到達レベルの記述

②この計画のもとにおける一年後の目標についての記述

③現在の状態と一年後の目標との間の短期目標の記述

④子どもにとって必要とされる特殊教育サービスの記述

⑤特殊教育サービスの開始日と実施期間の記述

⑥通常の教育プログラムへの子どもの参加についての記述

⑦教育措置決定の根拠についての記述

⑧個別教育計画の遂行に責任をもつ個々人のリスト

⑨少なくとも年に1回短期目標が達成されているか否かを決定しなければならないが、そのための客観的基準、評価手続、スケジュールの記述等さらに、通常の教育プログラムをどのように修正すべきかについての記述、通常の学級教師や特殊教育教師に直接与えられる援助や訓練の方法についての記述、教材や通学輸送計画についての記述なども加えられることが望ましい。

## 7. 特殊教育教員養成

連邦の助成金を得るための要件のひとつに有資格教職員の確保があげられている。ここでの教職

員には、教育行政官、指導主事、教師、助手、ソーシャル・ワーカー、評価の専門家、作業療法士、理学療法士等が含まれる。ここではとくに教員養成についてふれる。

教員免許状は、州教育当局により発行され、通常はその州内でしか通用しない。1958年には40以下の大学で教員養成が行われていたが、1977年には516の大学で行われている。教員養成には1958年から連邦政府からの援助がなされており、1978年には45万ドルが支出されている。

これまでの教員養成は精神薄弱教育担当教師、言語障害とろうの教育担当教師というように障害種別にもとづいた面が強かったが、1970年代は、ある障害の独自性にもとづくのではなく、障害相互間の共通性に注目した教員養成が行われる傾向にある。これを資質にもとづく教員養成 (Competence based Teacher Preparation) と呼ぶ。特殊教育の遂行に必要な資質とは何かについては多くの議論があり、統一的な見解を見出すことは困難だが、教員養成は現在この方向、つまり個々の障害の専門家ではなく障害児教育のゼネラリスト (generalist) を求める方向にある。もちろん、盲、ろうのような特殊性の強い領域はまだ従来通りの傾向が強い。しかし、1974年現在、17州が教員免許状規定にこの考えを導入し、14州が検討中といわれている。

現在、毎年全米で3万人の特殊教育担当教師が養成されているが、全障害教員教育法の履行には

1976~77年だけで46,500人の新しい教師が必要とされている。しかも、できるだけ通常の学級で障害児を教育することが望ましいという状況下では、通常の学級担当教師に対して障害児教育についての基礎教養の修得が必要視されている。そこから、現職教育という緊急の課題が生じている。また、個別教育計画について訓練を受けた経験のある教師がほとんどいないため、個別教育計画の実施には、推定で26万人の特殊教育担当教師と200万人の通常の学級担当教師の現職教育が必要とされている。

## 8. 当面の課題

当面の課題は、全障害児教育法をその施行規則に基いて完全実施していくことであるが、同法及びその施行規則では、1980年9月1日までに、アメリカ全土の3歳~21歳までの全障害児に対して、無償の公教育を保障することを意図している。そうした課題を達成していくには、全国的にも州相互間においても、次のようなかなり至難な問題がある。

### (1) 200万以上の特殊教育未措置児

まず、全国的にみると、1976~77年現在、全米で特殊教育の恩恵を受けている3歳~21歳の障害児数は、3,712,887名であるが、1980年度には、5歳~18歳までの全障害児数だけについても、表7に示すように、推定5,830,000~8,250,000名といわれており、全障害児に対して教育を

Table 7 障害児の推定出現率と推定障害者数 -1980年-

障 害 種 別	出現率(%)	障害児数(5-18歳)
視 覚 障 害 ( 盲 を 含 む )	0.1%	55,000名
聴 覚 障 害 ( 聾 を 含 む )	0.5- 0.7	275,000- 385,000
言 語 障 害	3 - 4	1,650,000-2,200,000
肢 体 不 自 由 ・ 病 弱	0.5	275,000
情 緒 障 害	2 - 3	1,100,000-1,650,000
精神薄弱 (教育可能, 訓練可能)	2 - 3	1,100,000-1,650,000
学 習 障 害	2 - 3	1,100,000-1,650,000
重 複 障 害	0.5- 0.7	275,000- 385,000
計	10.6-15.0	5,830,000-8,250,000

(注) 参考文献9による。

保障するには、200 万名から 500 万名の障害児に対し、適切な公教育の機会を準備しなければならない。5 歳～18 歳でなく 3 歳～21 歳となると、この数字を上廻ることはいうまでもない。それだけに、アメリカ全土の全障害児に対する教育保障には非常な困難さがある。

#### (2) 州相互間の格差

つぎに、州別に特殊教育の機会を与えられている障害児についてみると、州相互間で、相当の落差がある。たとえば、1976～77 年現在、5 歳から 17 歳までの障害児について、該当年齢人口のうちの 11.48% が、特殊教育の恩恵をうけている州(=ユタ州)がある一方で、4% 台または、それ以下の比率の障害児しか特殊教育の恩恵をうけていない州が、アーカンサス州(4.98%)、バーモント州(3.52%)など 10 州もあるからである。全障害児教育法では、特殊教育の措置を必要とする障害児の出現率について、その上限を 12% におき、いちおう 11～12% と見積っているの、ユタ州の場合は、すでに達成されているものの、上述の 10 州に加えて 5% 台が 6 州あるなど、全州の該当年令人口の 11～12% に当たる全障害児が等しく無償で適切な公教育を保障されるには、州相互間の格差を十分に確認したうえでの大規模な施策が望まれる。

#### (3) 早期教育

5 歳以下の障害児にたいする教育を、通常、早期教育というが、1977 年 6 月現在、州法規からみた場合、0 歳児からの無償の教育を決めている州はコネチカット州外 10 州、2 歳以上と決めている州は 1 州(=バージニア州)、3 歳以上としている州はフロリダ州外 7 州がある。また、早期教育機関には、一般の幼稚園、保育所に加えて、幼稚園、ホーム、センター、ホームとセンターの連合施設などがあるが、州相互間での実施上の格差は、学齢障害児の場合以上に著しいので、全米の障害乳幼児の早期教育を保障するには、上述の場合以上に強力な施策が必要となろう。

#### (4) 後期中等教育

障害児教育が初等教育段階から発足しただけに、中等教育段階の教育の歴史は浅く、未解決な問題が多い。各州で法規上は、1977 年 6 月現在、21 歳までの障害児にたいする無償教育を決めている州は、アラバマ州外 34 州、その他、ウエスト・

バージニア州では 23 歳まで、ミシガン州では 25 歳までである。かようにして、後期中等教育の年齢の上限 18 歳までにはほぼ全州で無償の公教育が保障されているが、後期中等教育は、従来は、エリートのための機関であったので、統合教育の立場から障害児をこのレベルの教育機関へ多数入学させることが、このレベルの教育水準を低下させることにならないか、という問題、あるいは伝統的な上級ハイスクールへの入学困難な者を対象に設置されてきた alternative school への障害児の就学増加傾向にたいする懸念や施設設備等の改善の問題もある。このレベルでは、「リハビリテーション法」(PL 93～112)第 504 条との関連も問われるが、少なくとも、従来からの特殊教育諸学校高等部教育のあり方も含めて、生徒の自己理解、進路、進学、職業教育、雇用、社会参加、余暇利用などの問題について共通した方向性を明確にすることが要請されている。

#### (5) 統合教育

アメリカではメインストリーミング main-streaming という表現が、よく使用されるが、全障害児教育法には、この用語はみられない。しかし、統合教育への方向を示す表現として障害児は最も制約の少ない環境 (least restrictive environment LRE) で教育されるべきである、という規定がある。この表現は、子どもの能力が許せば、施設内よりも特殊学級で、また、特殊学級よりもリソース・ルームで、さらにリソース・ルームよりも通常の学級で、それぞれ教育するのが望ましい、といった程度の意味であり、いかなる障害児にも統合教育を強要するものではない。しかし、表 4 にもみられるように、今後、アメリカで統合教育がどのように推進されるのかは、重要な課題である。

#### (6) 現職教育、教員養成

上述した 5 つの課題を、しかも短期間に実現していくには、各州への財政上の配当が必要なことはもちろんとして、全障害児にたいして適切な公教育を行いうる、多数の有資格の障害児教育担当教師を現職教育及び教員養成機関を通じて早急に養成しなければならない。これも、アメリカ特殊教育における重要な課題である。

全障害児教育法が発効してから数年を経過したが、この法律によってアメリカの特殊教育が劇的な変化を遂げたようには思われない。カーター政

権に代ってレーガン政権が登場，このことに加えて，きびしいインフレによってアメリカ特殊教育関係予算が大はばな制約を受けざるを得なかったことなどを考える時，アメリカで，この法律に盛られた政策がどの程度まで達成できるかは，予測し難いものがある。

最後に，連邦政府から州を通じて地方学区への補助金交付の方式及び障害児の発見から特殊教育対象児としての就学措置の問題は，紙巾の関係で割愛したことをおことわりしておく。

#### 文 献

- 1) Public Law : 85-926, 88-164, 89-10, 91-230, 91-112, 93-380, 94-142, Washington, D. C., U. S., Government Printing Office.
- 2) Rules and Regulations for the Implementation of Part B of the Education of the Handicapped Act (PL. 94-142). Federal Register, Aug. 34. 1977. Washington, D. C., U. S. Government Printing Office.
- 3) 錢本三千年 アメリカの挑戦—差別なき社会を目ざして—1977 日本盲人福祉研究会
- 4) 同 ひとりのための障害児教育—統合教育で完全義務化— 1978 日本盲人福祉研究会
- 5) A Summary of Selected Legislation relating to the Handicapped 1977-78, 1979. Washington, D. C., U. S. Government Printing Office.
- 6) The Education for All Handicapped Children Act PL 94-142—A Free Appropriate public Education for All Handicapped Children—
- 7) H. Rutherford Turnbull and Aun Turnbull, Free Appropriate Public Education : Law and Implementation, 1978. Love Publishing Company.
- 8) Progress Toward a Free Appropriate Public Education, A Report to Congress on the Implementation of Public Law 94-142: The Education for ALL Handicapped Children Act, 1979. U. S. Office of Education.
- 9) Bill R. Gearheat, Special Education for the '80s., 1980, The C. V. Mosby Company
- 10) 浦崎源次 アメリカの特殊教育，石部元雄，溝上脩共編「世界の特殊教育〔改訂版〕」所収 1982年 福村出版
- 11) 瀬尾政雄 米国の障害児教育における個別教育計画 (Individualized Education Program) に関する考察 特殊教育学研究 第20巻第2号 1982年

## Summary

### Special Education in America the current movement in Public Law 94-142

Motoo Ishibe and Miekko Kuba

Special Education, which was in 1817 as a private school only a few deaf children, became a free appropriate public education ("FAPE,,) for all handicapped children by enactment of Public Law 94-142 (PL 94-142), the Education of All Handicapped Children Act, in 1975. The effect of PL 94-142 is to assure that handicapped children, age 3 to 21, receive a free appropriate public education.

Handicapped children in PL 94-142 are those who are mentally retarded, hard of hearing, deaf, speech impaired, visually handicapped, seriously emotionally disturbed, orthopedically impaired, other health impaired, deaf-blind, multi-handicapped or specific learning disabilities, who because of those impairments need special education and related services.

The beginning of the special education was in the residential facilities. By the end of 1940s, the majority of handicapped children were enrolled in regular classes. Special classes, separate schooling or other removal of handicapped children from the regular educational environment will occur only when the nature or severity of a child's handicap is such that his education in regular classes with the use of supplementary aids and services cannot be achieved satisfactorily.

Before a child is initially placed in a special education program, a complete and individual evaluation of his educational needs must be conducted. If found to be handicapped, given an individualized educational program ("IEP,,) and appropriately placed.

"FAPE,, includes related services, which are nonacademic and extracurricular services and activities to assist a handicapped child to benefit from special education. Those are counseling services, athletics, transportation, health services, recreational activities, which may be provided for each handicapped child in accordance with his "IEP,, designed to meet his educational needs. All educational and related services are based on "IEP."

The extent of the application of the federal funds is expanded not only to experimental programs or teachers' education programs, but to many kinds of services by a local educational agency in order to insure that a "FAPE,, is made available to children.

There are several problems remained to be solved in order to realize the idea of PL 94-142, "FAPE,, for all handicapped children all over the United States. Those are followed:

- (1) More than two million handicapped children who are not receiving any special education services in 1976~77 school year.
- (2) The quite big differences of the percentages of school attendance in special edu-

cation between the states.

- (3) The repletion of early education of handicapped children
- (4) The repletion of education of handicapped adolescents
- (5) The future plan of mainstreaming
- (6) The repletion of in-service education and teachers' education